

放射性物質に汚染された廃棄物の処理について

放射性物質汚染対処特措法

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定



環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定



国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査(特措法第18条)

申請



②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物



国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用)

指定廃棄物の今後の処理の方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省では地方公共団体と指定廃棄物の処理に係る協議を進めてきたところであり、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表（3月30日、原子力災害対策本部に報告）

指定廃棄物の今後の処理の方針のポイント

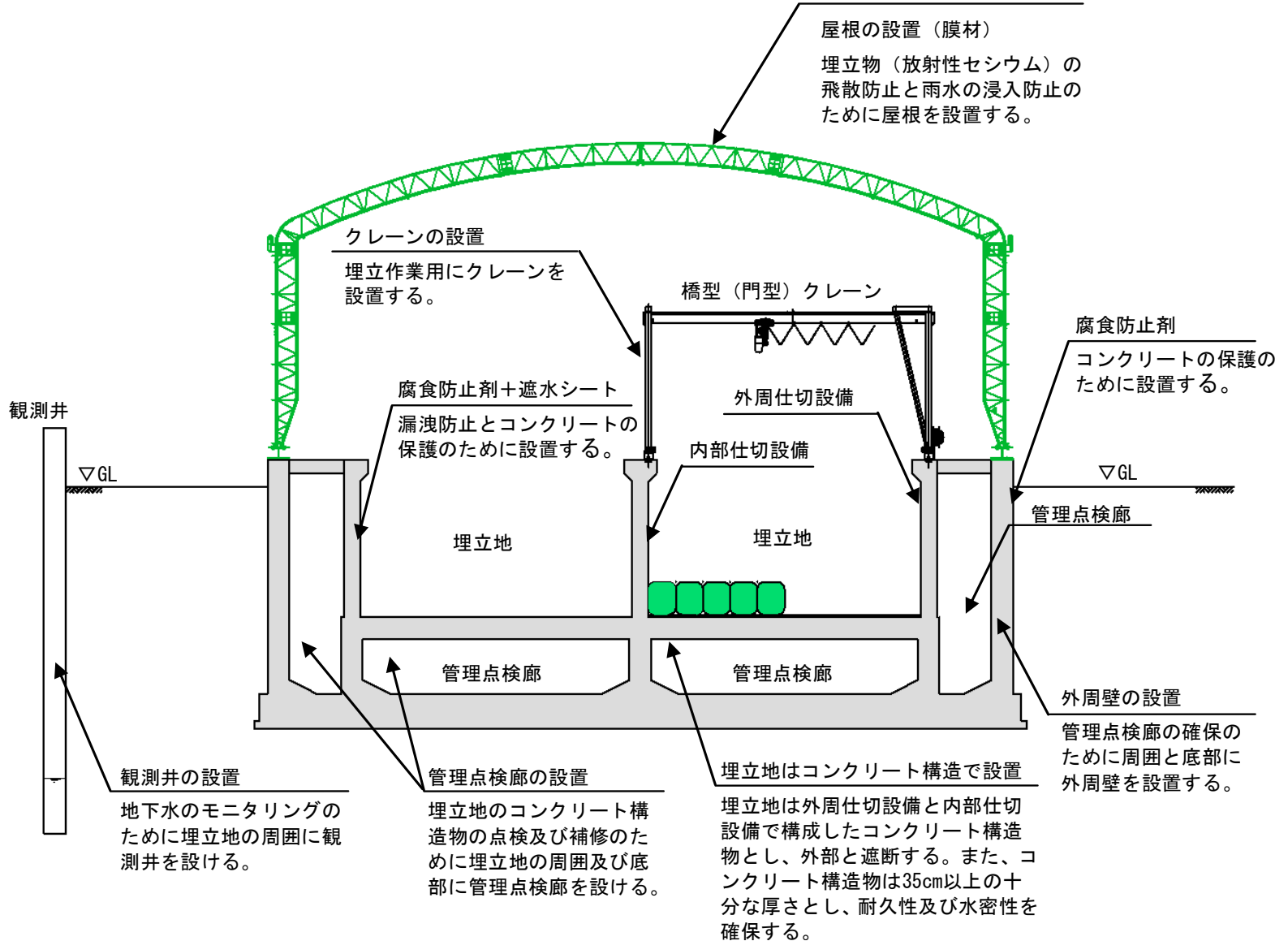
- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度（平成26年度末）を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

指定廃棄物の指定状況(平成24年11月2日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)														
岩手県	5	181.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	176.4	6	357.5
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	0	0	2	2,238.2	3	0.2	13	3,249.6
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	123	57,676.4	26	1,473.9	27	1,639.3	3	168.1	29	8,588.8	0	0	2	30	18	306.6	228	69,883.1
茨城県	11	1,763.0	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	0	0	0	0	13	2,688.8
栃木県	9	1,034	0	0	10	584.5	0 (1)	0 (67)	8	2,200	0	0	3	3,535	0	0	30	7,353.5
群馬県	0	0	0	0	5	450.6	1	127	2	171.1	0	0	0	0	0	0	8	748.7
千葉県	18	1,591.7	2	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1,592.3
東京都	1	980.7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	167	63,226.9	29	1,475.5	54	4,703.5	4	295.1	41	11,885.7	0	0	7	5,803.2	26	494.5	328	87,884

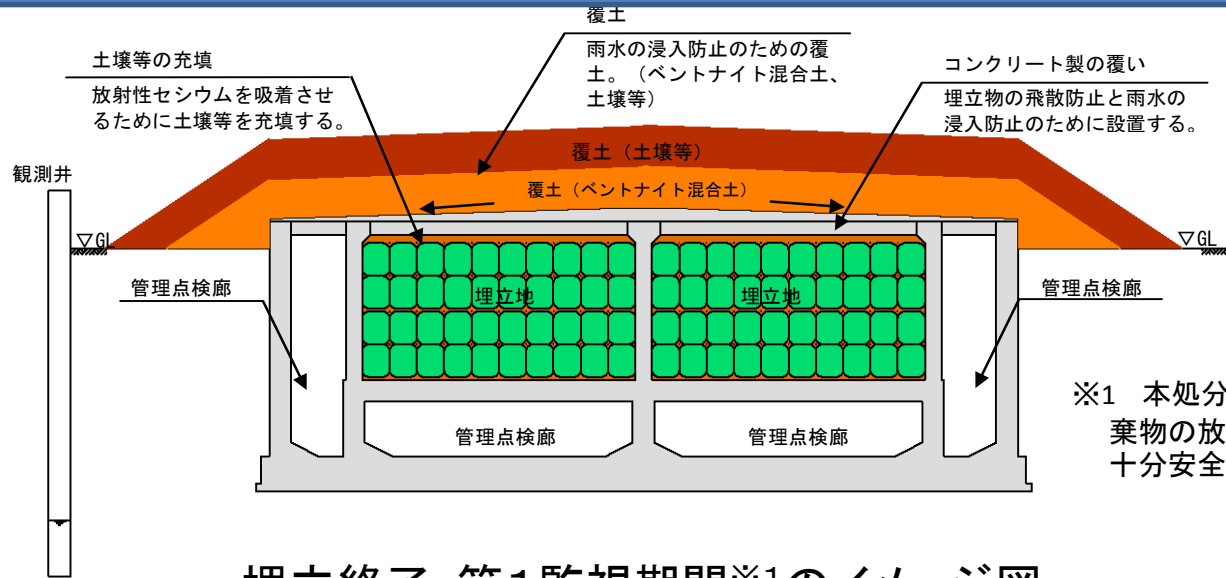
※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、67t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

国が整備する場合の最終処分場の構造図(遮断型構造)



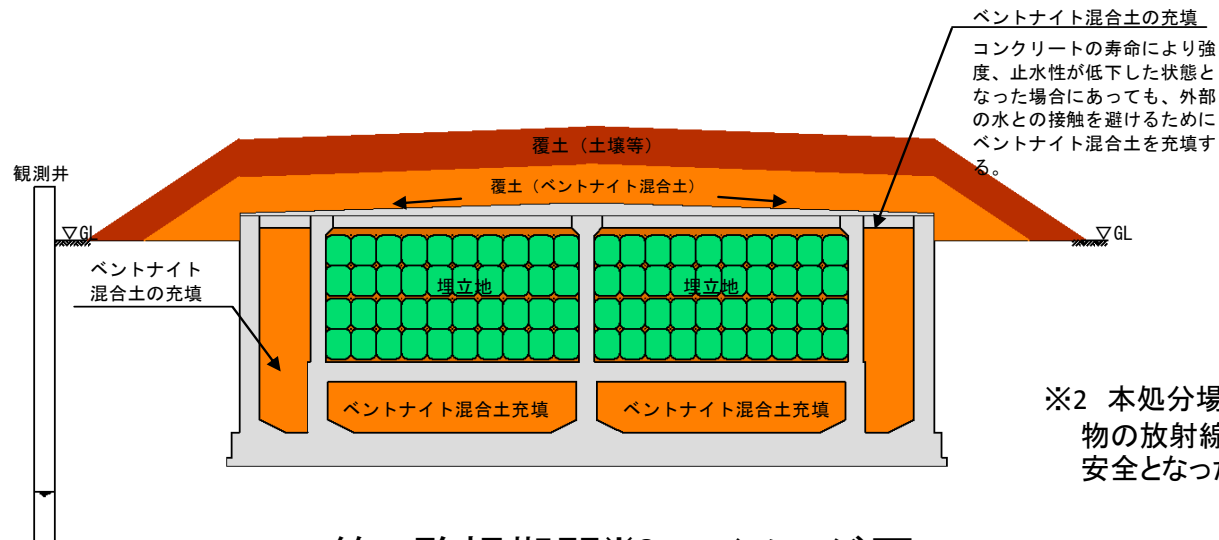
埋立地完成時及び施設供用中(埋立中)のイメージ図

国が整備する場合の最終処分場の構造図(遮断型構造)



※1 本処分場において処分される廃棄物の放射線が周辺公衆に対して十分安全となるまでの監視期間

埋立終了・第1監視期間※1のイメージ図



※2 本処分場において処分される廃棄物の放射線が周辺公衆に対して十分安全となった時点以降の監視期間

第2監視期間※2のイメージ図

指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー

必要資料の収集・整理

必要規模・地形勾配を考慮した
国有地の抽出

抽出基本条件・方針 国有地:国有林など

必要規模・地形勾配を考慮した国有地の抽出結果
(候補対象範囲の抽出)

県に項目・評価
基準を説明する

県の意見を聴
取る。

1次スクリーニング

除外する地域

- ・自然公園特別地域・自然公園特別保護地区
- ・自然環境保全地域特別地区・鳥獣保護区特別保護地区
- ・地すべり危険区域・砂防指定地・急傾斜崩壊危険区域
- ・土石流危険区域・土石流危険渓流・雪崩危険箇所

1次スクリーニング結果(候補エリアの抽出)

2次スクリーニング

2.1 除外する地域等

- ・地すべり地形箇所・洪水浸水区域・津波浸水区域
- ・活断層・推定活断層近接地域・湿地・沼地
- ・史跡・名勝・天然記念物所在地・生物生息保護区・保護林

2.2 補足情報による確認・評価

①地域指定条件

- ・自然公園地域・自然環境保全地域・鳥獣保護区・保安林

②自然的条件

- ・希少動植物の生息等・地形・地質状況

③社会的条件

- ・水道水源への影響・公共施設への影響・既存集落への影響
- ・農業への影響・遺跡・埋蔵文化財等の保全
- ・既存道路及び林道へのアクセス性・国有林の権利関係
- ・指定廃棄物相当(8000Bq/kg超)廃棄物を排出(保管)する市町村

2次スクリーニング結果
複数の候補地を抽出

現地踏査 概略施設計画

現地踏査による候補地の調査

県の候補地

県への候補地の提示

※栃木、茨城、宮城においては、市町村説明会で公表済み

指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー

■選定手順・評価項目・評価基準に係る検討

環境省において
原案を作成

- 専門家からなる災害廃棄物安全評価検討会で議論
- 各県への意見聴取を行い、意見を反映

- 選定手順、評価項目、評価基準の決定
- 各県市町村担当者向けの説明会を開催

■環境省における現在の取組状況

- 5県(栃木県、茨城県、宮城県、群馬県、千葉県)の各知事に対し、環境副大臣から最終処分場の設置に向けた協力を要請。
- 栃木県、茨城県: 最終処分場の候補地を提示(栃木県: 矢板市塩田字大石久保国有林野(9/3)、茨城県: 高萩市大字上君田字堅石国有林野(9/27))。今後、選定の経緯や最終処分場の安全性等について説明できるよう地元自治体と調整。
- 宮城県: 県主催の市町村長会議が開催(10/25)。その会議の議論を受けて、知事が環境大臣に候補地の選定について要望(10/30)。今後、要望に対する考え方、候補地の選定プロセスや最終処分場の安全性等について説明を行う予定。
- 群馬県: 県が発生市町村単位の処理を検討したが、国による集約処理を国に要請(9/14)。これを受けて候補地の選定作業を開始。
- 千葉県: 候補地の選定作業を進めつつ、国有林以外の国有地等幅広く候補地の選定作業を進めるべきとの県の意見について対応を検討中。

対策地域内廃棄物の処理

避難指示区域と警戒区域の概念図

(平成24年11月30日現在)



- 汚染廃棄物対策地域(警戒区域及び計画的避難区域等)の廃棄物は、対策地域内廃棄物※として環境省が直轄で処理。

※平成24年4月13日以降の事業活動によって発生した廃棄物、区域見直し後に生じた廃棄物は除く

- 対策地域内のうち、沿岸6市町においては災害廃棄物の量、分布、放射線レベル等の調査を終えている。また、内陸部の市町村については、要解体建物等の発生が見込まれる。
- 上記の調査等を踏まえ、平成24年6月11日に対策地域内廃棄物処理計画(田村市、南相馬市、川俣町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村)を策定。
- 仮置場及び仮施設の設置場所を自治体と調整中で、決定次第事業発注を実施。一部仮置場については造成工事に着手済み。

汚染廃棄物対策地域の廃棄物処理の進捗状況

H24.11月末

		仮置場	仮設焼却炉	災害廃棄物以外の対策地域内 廃棄物の処理施設の確保	処分先の確保
沿岸 自治体	南相馬市	・災害廃棄物仮置場1か所 造成中、2か所工事準備中、 1箇所住民等へ説明中 ・生活ごみ等仮置場3か所 自治体・住民等へ説明中	自治体・住民等へ 説明中	既存施設における 生活ごみ焼却について 自治体・住民等へ説明中	・10万Bq/kg以下 の廃棄物： 既存の管理型処分場 ・10万Bq/kgを超え る廃棄物： 中間貯蔵施設（大 熊町、双葉町、櫛 葉町）
	浪江町	候補地検討中	候補地検討中	処理方針検討中	
	大熊町	津波被災地域の線量が高いため、処理の方法・時期等について検討中			
	双葉町	廃棄物処理計画未策定			
	富岡町	・1か所自治体・住民等へ 説明中	自治体・住民等へ 説明中	既存施設における 生活ごみ焼却について 自治体・住民等へ説明中	
	櫛葉町	・災害廃棄物仮置場2か所 造成中 ・生活ごみ等仮置場1か所 自治体・住民等へ説明中	自治体・住民等へ 説明中	既存施設における 生活ごみ焼却について 自治体・住民等へ説明中	
内陸 自治体	飯舘村	候補地検討中	小型仮設炉設置について自治体・住民等へ説明中		
	川俣町	候補地検討中	処理方針検討中	処理方針検討中	
	葛尾村	候補地検討中	処理方針検討中	処理方針検討中	
	川内村	・生活ごみ等仮置場1か所 自治体・住民等へ説明中	小型仮設炉設置について自治体・住民等へ説明中		
	田村市	処理方針検討中	処理方針検討中	処理方針検討中	